

庄内校ハラスメントゼロ宣言

ハラスメントとは、人間としての尊厳を侵害する行為であり、人に対する思いやりと敬意を欠いた行為です。庄内校では、全ての学生の人権が尊重され、ハラスメントを受けることなく、修学・教育・研究することができる快適な環境を享受できるよう努め、問題が発生した際には、解決に向け、最優先で取り組むことを徹底します。この想いを確実にするため、庄内校において、ハラスメントのない快適な修学環境づくりを宣言します。

令和5年11月13日

山形県立産業技術短期大学校庄内校 校長 佐藤 俊一

■ 宣言を確実にする取組み

防止対策の推進体制

学生がハラスメントを受けないようにするための啓発業務は、教務学生課において、学生指導委員会を通じて行います。

- ・ゼロ宣言の内容を、学生便覧、HP、ポータルサイトに掲載し、学内の関係者に広く周知します。
- ・教職員に対しては、年度当初に周知機会を設け、意識付けを図ります。
- ・学生向けには、4月当初のオリエンテーションで説明し「宣言」を周知します。
- ・「学生なんでもホットライン※」を設置して、学生の悩み・相談を受け付け、丁寧に対処します。

※庄内校HP内に相談フォーマットを用意しています。事務局は教務学生課に置きます。

発生時対応の推進体制

学生からの相談・申立てがあった場合は、以下により、迅速な解決を目指します。

- ・学生の相談にのり、アドバイスを行う「ハラスメント相談員」を配置します。秘密は守ります。
- ・話し合いによる解決や必要な措置を求める場合には、相談員が誠意をもって対処します。
- ・必要な措置の検討は、運営会議（※）で慎重に対応を審議します。

※庄内校管理職等により構成される組織。申立てに対応するため、全学科代表がそろろうよう調整。

(1) 相談員の選任

学生の相談等に対応するため、相談員を選任します。相談員は、毎年、教員、職員からそれぞれ2名ずつ計4名（男女の編成）とします。年度初めに、相談員の名前をお知らせします。

(2) 相談員による対応 相談・申立ては、「なんでもホットライン」から相談員に連絡します。

相談員は、相談内容を調査・精査したうえで、学生に対し、必要なアドバイスを行い、その結果を相談記録票にまとめます。

(3) 申立ての審査（審査機関：運営会議）

学生から必要な措置、話し合い等の申立てがあったときは、運営会議においてその内容を審議し、解決に向けて真摯に取り組みます。

以 上